いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月15日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第67号

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

いわて県民情報交流センター条例施行規則（平成18年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表（第７条関係）

区　分				単　位	利用料金の上限額（１回につき）
［略］					
附属の設備	［略］				
	ホール・ホール以外の施設共通	［略］			
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセットテープレコーダー		［略］	
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー		［略］	
		［略］			
［略］					

［略］

改正後

別表（第７条関係）

区　分				単　位	利用料金の上限額（１回につき）
［略］					
附属の設備	［略］				
	ホール・ホール以外の施設共通	［略］			
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセットテープレコーダー		［略］	
		発光ダイオードスポットライト		１台	280
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー		［略］	
		［略］			
［略］					

［略］

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。